

水戸市浄化槽設置補助金 申請の手引き (令和7年度)

問合せ先

水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所本庁舎6階
水戸市上下水道局 下水道部
下水道計画課 普及係
電話 029-350-8508 (直通)

1 交付条件

補助金交付を受けることができるのは、次の条件全てを満たすことができる方です。

(1)浄化槽の設置場所が次の各区域の外であること（区域内でも処理施設へ接続できない時は補助対象になる場合があります。詳しくは下水道計画課にお問合せ下さい）。

- ・下水道の処理区域
- ・今年度新たに下水道の賦課対象区域として公告した区域
- ・農業集落排水処理施設の処理区域。
- ・団地内に浄化槽を有し、生活排水を処理している区域

(2)補助金申請前に、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行うこと。

(3)市税を滞納していないこと。

(4)補助金申請前に、設置工事に着手しないこと。単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費補助や宅内配管工事費補助を申請する場合は、当該工事に着手しないこと。

(5)交付決定通知書に記載の提出期限までに浄化槽設置完了届を提出し、受理されること。

(6)新築等の場合は申請者の居住を主な目的とした住宅であること（店舗等を併設した住宅の場合を含む）。

(7)店舗等の場合は(6)に該当するか、単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換であること。

(8)既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものであること。

※具体的な条件については補助条件チェックリストを利用して下さい。

2 補助内容

(1)合併処理浄化槽設置費補助

補助金交付申請額は、補助額一覧表（3ページ参照）に記載された金額を上限とします。設置場所が湖沼流域・千波湖流域の場合は、湖沼保全のため流域外より上限が高くなります。詳しくは下水道計画課へ直接お問合せ下さい。

工事費が上限を下回る場合は、工事費と同額までを上限とします。その場合、1,000円未満の端数は切捨てとします。

なお、次の費用を補助対象とします。配管工事費（転換の場合は別途補助あり）や水洗トイレ設置工事費等は補助対象として算定しません。

- ・浄化槽本体及び設置工事費（掘削及び底板、上部コンクリート打設費用等含む。）
- ・ブローアー本体及び設置工事費

※転換の場合で正当な理由なく浄化槽設置工事に伴い廃止した単独処理浄化槽・くみ取り槽を撤去しないときは、全ての補助が対象外となります。

(2)単独処理浄化槽補助・くみ取り槽撤去費補助・単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用

合併処理浄化槽の設置に伴い、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を撤去する場合、単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用を行う場合は、以下の金額を上限として補助額に加算します。

- ・単独処理浄化槽の撤去 12万円
- ・くみ取り槽の撤去 9万円
- ・単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用 9万円

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象になりません。

- ・建築確認を伴う工事である場合
- ・下水道事業計画区域の予定処理区域である場合
- ・**単独処理浄化槽・くみ取り槽を再利用せず完全撤去しない場合**

(いわゆる「砂埋め」「埋め殺し」)

※単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の補助と、環境保全課が窓口となっている水戸市雨水貯留施設等設置補助金は、いずれか一方のみの補助となります。

(3)宅内配管工事費補助

合併処理浄化槽の設置に伴い、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を廃止する場合、宅内配管工事費の補助として300,000円を上限として補助額に加算します。

補助対象になる工事は次のとおりです。

- ア 対象浄化槽への流入管（ますを含む。）の設置に係る工事
- イ 公共用水域（敷地内処理装置を設置する場合には、当該敷地内処理装置）への放流管（ますを含む。）の設置に係る工事
- ウ 敷地内処理装置の設置に係る工事
- エ アからウまでに掲げる工事に伴う既設配管（ますを含む。）の撤去に係る工事

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象になりません。

- ・建築確認を伴う工事である場合
- ・下水道事業計画区域の予定処理区域である場合

補助額一覧

(単位：円)

区分		下水道事業計画区域等を除く区域		下水道事業 計画区域内等
		涸沼流域 千波湖流域	左欄の流域以外に 設置する場合	
合併処理浄化槽 設置費	5人槽	360,000	332,000	110,000
	7人槽	462,000	414,000	138,000
	10人槽以上	585,000	548,000	182,000
転換 のみ	単独処理浄化槽撤去費	120,000	120,000	—
	くみ取り槽撤去費	90,000	90,000	—
	単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事費	90,000	90,000	—
	宅内配管工事費	300,000	300,000	—

※転換：単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り替える場合
(改築等で建築確認を伴う工事の場合は転換にはなりません。)

3 申請の手順

交付申請書は、設置工事に着手する前に提出して下さい。

※「設置工事に着手する」とは、浄化槽の設置に係る工事（掘削工事含む。）に着手した時点とします。また、単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費補助や宅内配管工事費補助を申請する場合は、それらの工事を含みます。

また、**設置工事が完了した後は、速やかに設置完了届を提出して下さい。**

※「設置工事が完了した」とは、浄化槽を設置した住宅に住民登録し、かつ浄化槽の使用を開始した時点とします。

◇申請書類の書き方についての注意事項

- ①申請書類は、黒ボールペン（消せるボールペン不可）で記入して下さい。
- ②書き損じがあった場合は、訂正箇所には二重線を引き、訂正印を押して下さい。
なお、住所・氏名・金額の訂正はできません（再作成となります）。
- ③浄化槽設置届又は浄化槽明細書と異なる名義では申請できません。また、連名では申請できません。浄化槽設置届又は浄化槽明細書が連名の場合は、いずれか1人の名前で申請をお願いします。

※令和3年度より一部の書類について押印不要となりました。

(1)補助金交付申請

申請の受付は、予算の範囲内で先着順とします。

市は交付申請書を受理した後、審査の結果適正であると認められる場合は、交付決定通知書を送付します。審査の状況によっては、交付決定に時間がかかる場合があります。

◇交付申請時に必要となる書類

①浄化槽設置補助金交付申請書

②補助条件チェックリスト

一番右の欄に、該当する場合は○，該当しない場合は×を記入して下さい。

また、数字等についても該当する場合は記入して下さい。

※○×を記入する欄については全て記入して下さい。

条件によっては、追加の書類が必要になる場合があります。

- ・災害で被災した場合 災証明書（写し可）
- ・賃貸の戸建て住宅の場合 賃貸借契約書の写し等賃貸契約を証明できるもの
- ・し尿処理方法を証明する場合 検針票・領収書・浄化槽の銘板等（いずれか1つ）
- ・同居していることを証明する場合 独立元の同居者を含む住民票の写し及び現住所をわかりやすく記載された地図（住宅地図等）

※追加の書類と申請者の名義が異なる場合は、同居していることを証明する書類も必要となります。

③誓約書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項で規定の様式のを添付して下さい。

氏名については自署または押印で作成して下さい。

※下水道事業計画区域等の場合は、茨城県浄化槽設置事業費等補助金の対象外のため不要です。

④付近案内図

設置場所がわかりやすく記載されたもの（住宅地図等）を添付して下さい。

⑤設置費見積書の写し

浄化槽工事業者に作成を依頼して下さい。

※見積書の作成を依頼する際の注意点

- ・項目ごとに、浄化槽設置工事・撤去工事・宅内配管工事・補助対象外工事のどれに当てはまるか明確にわかるようにして下さい。
- ・撤去工事費は撤去に要する費用と処分に要する費用の項目を分けて下さい。
- ・値引きがある場合には、値引きの項目を設けず、いずれかの項目の中で減算してください。
- ・トイレ等の水回りについて新設や移設を行った場合、その部分の配管工事は宅内配管工事費補助の対象外になります。既設の水回りへの配管工事と項目を分けて下さい。

⑥工事略図及び建物平面図

浄化槽，配管（柵の位置含む。）及び放流先の場所が分かるものを添付して下さい。

建物平面図は、各階の形状が分かるものを添付して下さい。

⑦現況の配管配置図及び単独処理浄化槽・くみ取り槽の写真（転換の場合のみ）

⑧浄化槽の概要書

下記の書類の写し**全て**を添付して下さい。

- ・型式適合認定書（(一財)日本建築センター理事長の承認がわかるもの）
- ・認定書（国土交通大臣の承認がわかるもの）
- ・別添仕様書及び図面

⑨工事請負契約書の写し

水戸市指定の様式を用いて、申請者－工事業者間で契約書を作成して下さい。

⑩浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽明細書及び確認済証の写し

建築確認の有無によって必要書類が異なります。

・建築確認を伴わない工事の場合

浄化槽設置届出書の写し

・建築確認を伴う工事の場合

浄化槽明細書及び確認済証（延床面積の算定根拠がわかるページ）の写し

⑪環境保全に関する誓約書の写し

浄化槽設置届出書（明細書）提出時に添付した、「環境保全に関する誓約書」の写しを添付して下さい。

⑫納税証明書（市税完納証明書）

現住所が市外の場合は、その市町村の完納証明書を添付して下さい。

⑬登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）（10人槽以下の場合のみ）

全国浄化槽推進市町村協議会における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されていることを証するものを提出して下さい。

⑭保証登録証（市町村用）（10人槽以下の場合のみ）

浄化槽機能保証制度に基づいて登録されていることの証明書を提出して下さい。

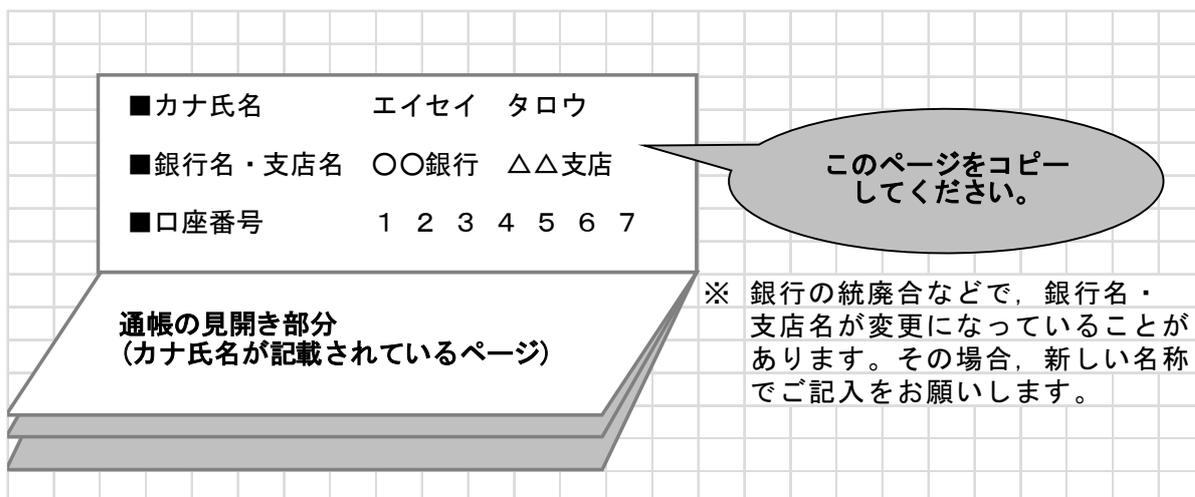
⑮浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書等の写し

⑯相手方登録(新規)申請書

振込先通帳と同じ口座を指定して下さい。

振込先通帳の写し

カナ氏名、銀行名（支店名含む）及び口座番号がわかる部分の写し（ネット口座の場合は画面を印刷したもの）を添付して下さい。また、交付申請書と名義が異なる口座にはお振込みできませんので、申請者本人のものを添付して下さい。



(2)変更承認申請（中止・廃止申請）

浄化槽設置工事の内容に変更がある場合は、速やかに変更承認申請書を提出して下さい。
設置内容の変更にあたっては、内容が変更した添付書類もあわせて提出して下さい。

設置を中止する場合や期間内に補助事業を完了できない場合も、変更承認申請書による補助事業の中止（廃止）申請が必要です。

(3)設置完了届

市は設置完了届の提出があった場合、審査を行い、適正であると認められる場合は、補助金の交付を確定し、補助金確定通知書を送付するとともに、請求書に基づき、相手方登録された口座へ補助金を振り込みます。

設置工事が完了した後は、速やかに設置完了届を提出して下さい。

◇設置完了届提出時に必要となる書類

①浄化槽設置完了届

住所の異動が必要な場合は、異動後の住所で提出して下さい。

②浄化槽設置費明細書の写し

浄化槽工事業者に作成を依頼して下さい。

③領収書の写し

宛名が申請者単名となっているもので、浄化槽設置工事費用が含まれる旨のただし書きが明記されている領収書の写しを提出して下さい。撤去費・宅内配管工事費がある場合は、それも明記したものを提出して下さい。

④浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し

浄化槽管理者（申請者）と浄化槽維持管理（保守点検、清掃、法定検査）業者3社で契約書を作成し、その写しを提出して下さい。

⑤工事施工状況チェックリスト

工事完了日付で作成して下さい。

⑥工事写真帳

工事写真例（9ページ参照）に掲載されているもの全てを提出して下さい。また、次の要件を満たした状態で提出して下さい。

・着工前

浄化槽設備士が浄化槽工事業者登録票または届出済票を掲げている状況を撮影

・掘削状況、つき固め

作業中の状況を撮影

・基礎（上部スラブ）コンクリート出来形検測

縦、横、厚み及び鉄筋の間隔を計測した状況を撮影し、鉄筋の直径の値を記載

※既製品のコンクリート板を基礎として使用する場合、縦、横、厚みを計測した状況及び設置した状況を撮影し、コンクリート板の仕様書を添付して下さい。

・浄化槽本体

型式名が表示されている部分が写るように撮影

※工事写真例の他に、ブローア設置状況、放流先接続状況、及び建物の全景を撮影した写真も提出して下さい。

※単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去・雨水貯留槽への再利用の補助金を申請している

場合、次の写真も提出して下さい。

・ 着工前

単独処理浄化槽・くみ取り槽の埋設状況を撮影

・ 槽内清掃状況

槽内が清掃されていることが分かる状況を撮影

・ 槽撤去状況（撤去の場合）

単独処理浄化槽・くみ取り槽を解体，撤去している状況を撮影

・ 搬出状況（撤去の場合）

撤去した単独処理浄化槽・くみ取り槽を搬出している状況を撮影

・ 槽内施工状況（再利用の場合）

槽内の機材を撤去・仕切り板に穴を開けた状況を撮影

・ くみ上げ用ポンプの設置状況（再利用の場合）

・ 工事完了

撤去の場合は撤去後の穴を埋め戻した状況を撮影

※宅内配管工事費補助金を申請している場合は、配管の埋設工事・旧配管の撤去工事

の写真も添付して下さい。

⑦工事竣工図（浄化槽の設置位置または配管の敷設状況を申請時点から変更した方のみ）

⑧産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票またはE票の写し（単独処理浄化槽撤去・くみ取り槽撤去・宅内配管工事費の補助金を申請している場合）

⑨相手方登録（変更）申請書（住所を異動した方のみ）

⑩浄化槽設置補助金交付請求書

◇その他の必要書類

補助金の有無にかかわらず，使用（廃止）してから 30 日以内に提出して下さい。

⑪浄化槽使用開始報告書

⑫浄化槽使用廃止届出書（単独処理浄化槽から付替えした方のみ）

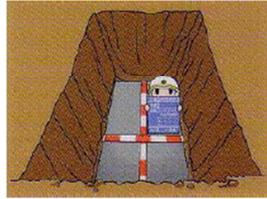
⑬浄化槽清掃カードの写し（⑫浄化槽使用廃止届を提出した方のみ）

・ 必要に応じて，書類の追加提出や使用開始状況の確認を求める場合があります。
・ 浄化槽設置完了届の提出がない場合，申請した年度内に補助金の交付額が確定せず，補助金を支払うことができませんので，ご注意ください。

合併浄化槽補助金制度提出工事写真例 (歩行者荷重仕様)



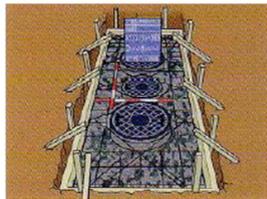
⑬埋め戻し完了、つき固め



⑦基礎コンクリート 出来形検測
L=〇〇, W=〇〇



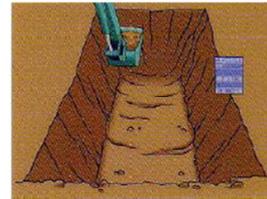
①着工前 浄化槽設備士監督



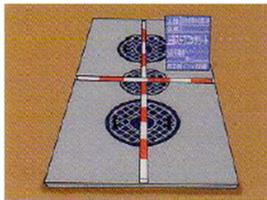
⑭上部スラブコンクリート 型枠、配筋
鉄筋 D=〇〇, φ=〇〇



⑧基礎コンクリート 厚み確認
H=〇〇



②掘削状況



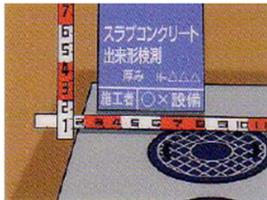
⑮上部スラブコンクリート 出来形検測
L=〇〇, W=〇〇



⑨浄化槽本体



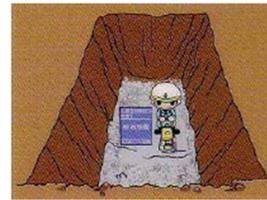
③床掘完了
L=〇〇, W=〇〇, H=〇〇



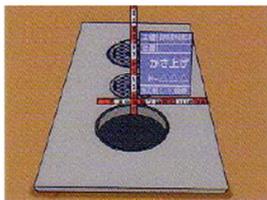
⑯上部スラブコンクリート 厚み確認
H=〇〇



⑩本体据付、水平確認



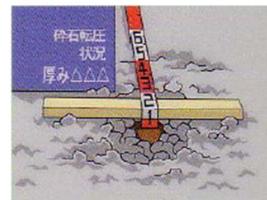
④砕石地業



⑰かさ上げ高確認(300Hまで)
H=〇〇



⑪水張状況



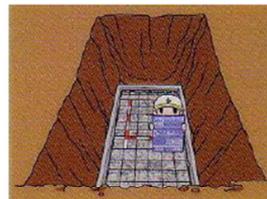
⑤基礎砕石 厚み確認



⑱工事完了



⑰埋め戻し、水じめ



⑥基礎コンクリート 型枠、配筋状況
鉄筋 D=〇〇, φ=〇〇

4 施工時の注意事項

工事施工状況チェックリストに記載された内容の他、次のことに注意して下さい。

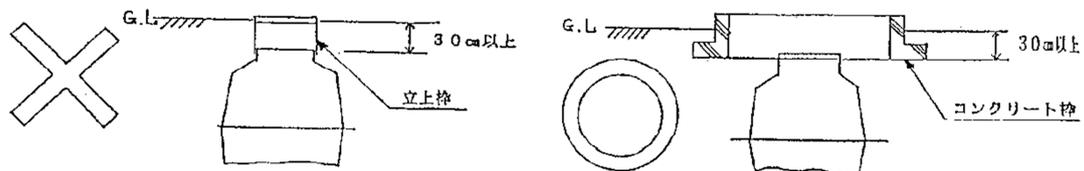
(1)配管の柵について

浄化槽の上流側の柵は全てインバート柵を使用し、雨水等が流入しないよう密閉型のふたを使用して下さい。

特に既存の配管を使用するときは、角柵の場合は流用せず、インバート柵への改造を行って下さい。

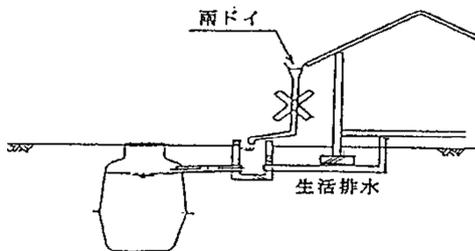
(2)かさ上げについて

浄化槽の点検や清掃に支障が生じるのを防ぐため、かさ上げは30cm以下として下さい。30cmを超過する場合は、鉄筋コンクリート製のピット構造にして下さい。



(3)雨水の流入について

浄化槽の故障の原因となりますので、浄化槽に雨水が流入しないようにして下さい。



(4) ブローア（送風機）の設置について

騒音や振動の原因となりますので、ブローアの基礎は建物と直接繋がらないようにして下さい。

(5) 単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用について

槽内の不要な部品を撤去し、仕切り板に部分的に穴を開けて下さい。

浄化槽設置補助金交付申請の標準的な手続きの流れ

